

(仮称) かわまた認定こども園開設計画

令和2年6月
川俣町教育委員会

目 次

1	本計画の位置づけ	1
2	これまでの経過	1
(1)	P T A及び自治会等役員説明会の開催状況	1
(2)	町政懇談会の開催状況	1
(3)	保護者・地域説明会の開催状況	2
(4)	説明会を終えて	2
3	基本方針	2
(1)	基本となる考え方	2
4	実施計画	3
(1)	認定こども園開設の主なスケジュール	3
(2)	開設準備協議会の設置	3
(3)	広報による周知	3
(4)	計画の見直し	3
	【資料 1】（仮称）かわまた認定こども園開設準備協議会規則	4
	【資料 2】（仮称）かわまた認定こども園開設準備協議会委員名簿	5

1 本計画の位置づけ

本計画は、川俣町小学校及び幼稚園・保育園の再編計画の下位計画として位置づけ、認定こども園の開設を円滑に進めるために策定します。

2 これまでの経過

(1) P T A及び自治会等役員説明会の開催状況

No.	開催日	会場	参加者数
1	令和元年6月10日（月）	飯 坂 小 学 校	12
2	令和元年6月11日（火）	富 田 小 学 校	15
3	令和元年6月13日（木）	福 田 小 学 校	10
4	令和元年6月14日（金）	川 俣 小 学 校	24
5	令和元年6月17日（月）	川 俣 南 小 学 校	20
6	令和元年7月5日（金）	富 田 幼 稚 園	14
7	令和元年7月5日（金）	すみよし保育園	21
8	令和元年7月12日（金）	川 俣 南 幼 稚 園	8
計		8会場	124

(2) 町政懇談会の開催状況

No.	開催日	地区名	参加者数
1	令和元年6月18日（火）	福 田	26
2	令和元年6月19日（水）	小 島	53
3	令和元年6月20日（木）	大 綱 木	20
4	令和元年6月26日（水）	小 綱 木	26
5	令和元年6月27日（木）	小 神	30
6	令和元年7月2日（火）	山 木 屋	21
7	令和元年7月3日（水）	中 央 自 治 会	24
8	令和元年7月4日（木）	川 俣 南 自 治 会	30
9	令和元年7月9日（火）	飯 坂	35
10	令和元年7月10日（水）	鶴 沢	26
11	令和元年7月17日（水）	中 丁 自 治 会	13
12	令和元年7月18日（木）	福 沢	31
13	令和元年7月23日（火）	仁 井 町 自 治 会	25
14	令和元年7月24日（水）	すみよし自治会	10
15	令和元年7月25日（木）	宮 赤 自 治 会	12
16	令和元年7月30日（火）	本 町 行 政 区	16
計		16地区	398

(3) 保護者・地域説明会の開催状況

No.	開催日	会場	参加者数
1	令和元年8月5日（月）	福田小学校	27
2	令和元年8月6日（火）	富田小学校	36
3	令和元年8月7日（水）	川俣南小学校	37
4	令和元年8月8日（木）	川俣小学校	35
5	令和元年8月9日（金）	飯坂小学校	21
計		5会場	156

(4) 説明会を終えて

説明会において、令和4年4月の小学校1校への再編、及び令和5年4月の幼保連携型認定こども園の開設について、理解が得られたものと考えます。

3 基本方針

(1) 基本となる考え方

- ① 幼児の教育・保育環境の充実を図ります。
- ② 幼稚園・保育園の再編は、子育て支援及び幼児教育の充実を図るため、幼保連携型認定こども園を開設します。
- ③ 開設に向けた準備などについて、開設準備協議会において協議・検討します。

4 実施計画

(1) 認定こども園開設の主なスケジュール

項 目	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度	
1 認定こども園開設													幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 開 設	
(1) 開設準備協議会	・設置	開設準備協議会												
(2) 運営方針					運営方針決定									
(3) 条例制定									・認定こども園設置条例制定					
(4) 閉園事業									閉園事業（各園）					
(5) 閉園式												・閉園式		
(6) 設置届出										設置届出				
2 施設等の整備														
(1) 基本設計			基本設計											
(2) 実施設計					実施設計									
(3) 改修工事									改修工事					
(4) 園庭・遊具整備									園庭・遊具整備					
(5) 備品購入・移設										備品購入		移設・廃棄		

(2) 開設準備協議会の設置

認定こども園開設に係る諸課題について協議・検討するため、川俣町教育委員会の附属機関として、(仮称)かわまた認定こども園開設準備協議会を設置します。

項 目		令和2年度												令和3年度												令和4年度												令和5年度														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
協議会の開催月(予定)						○					○		○		○																																					
施設改修	・改修内容の検討 (保育室の配置等について)																																																			
園名	・園の名称等の検討 (園章等)																																																			
支援センター	・子育て支援センター機能内容の検討																																																			
職員体制	・職員体制の検討																																																			
施設備品	・必要遊具等の検討 (遊具、備品等)																																																			

幼児連携型認定こども園開設

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

検討

(3) 広報による周知

- ① 開設準備協議会の協議結果等を保護者及び地域の方々に広く周知するため、町ホームページへの掲載により広報を行います（開設準備協議会において非公開とした事項を除く）。また、必要に応じ認定こども園だより等を発行するとともに、「広報かわまた」に記事を掲載し、情報の発信に努めます。

(4) 計画の見直し

教育委員会は、本計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

【資料 1】（仮称）かわまた認定こども園開設準備協議会規則

令和 2 年 5 月 1 日
川俣町教委規則第 4 号

（仮称）かわまた認定こども園開設準備協議会規則

（設置）

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（平成 6 年川俣町条例第 1 2 号）第 3 条の規定に基づき、（仮称）かわまた認定こども園開設準備協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- （1）施設整備等に関すること。
- （2）給食等に関すること。
- （3）子育て支援センター機能に関すること。
- （4）その他開設に向けて必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）幼稚園・保育園の園長
- （2）幼稚園・保育園の保護者代表
- （3）その他教育委員会が特に必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要と認めたときは、委員以外の関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、教育委員会子育て支援課において処理する。

（その他）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される協議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

【資料２】（仮称）かわまた認定こども園開設準備協議会委員名簿

（仮称）かわまた認定こども園開設準備協議会委員名簿

氏 名	所 属
おおうち ひろみち 大内 宏典	すみよし保育園 園長
さとう あきひこ 佐藤 明彦	川俣南幼稚園 園長
にへい あつこ 二瓶 篤子	富田幼稚園 園長
たかはし さとし 高橋 聡	すみよし保育園 保護者会
みやもと まこと 宮本 誠	すみよし保育園 保護者会
かんの りつこ 菅野 律子	川俣南幼稚園 P T A
かんの よういち 菅野 洋一	富田幼稚園 P T A
わたなべ のぶと 渡辺 信任	富田幼稚園 P T A
わたなべ ひとみ 渡辺 瞳	富田幼稚園 P T A
きくち このみ 菊地 好	川俣町子ども・子育て支援推進委員会
やすだ しほ 安田 志穂	特定非営利活動法人 コミュニティちやばたけ